

**市政情報**

**河川等の異常水質事故防止にご協力ください**

河川や水路に油や農薬などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼしたりする異常水質事故が発生しています。

不要な塗料や油、農薬などの取扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いいたします。

事故対応の費用は、原則事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに東松山環境管理事務所又は環境政策課にご連絡ください。

問 東松山環境管理事務所

☎23-4050  
FAX 23-4114  
環境政策課  
☎63-5006  
FAX 23-7700



県HP

**住居表示の届出**

住居表示区域内に建物を新築した場合、住居番号付定の届出を行ってください。この届出が済んでいないと住所が決まらないことになり、転入や転居の手続きができませんのでご注意ください。

なお、増築や改築などで住所が変わる場合もありますので、お問い合わせください。

対 和泉町・加美町・材木町・幸町・神明町・日吉町・本町・松葉町・松本町・松山町・美土里町・箭弓町・若松町(50音順)

持 建築場所案内図、公図の写し、平面図、配置図

問 市民課

☎59-9924  
FAX 23-2234



市HP

**金属とプラスチックを屋外保管している事業者の皆さんへ**

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例が1月1日に施行されました。県内(さいたま市と越谷市を除く)で有価の金属やプラスチック、その混合物等を屋外保管する事業を行う際には、県知事の許可が必要になります。条例施行の際に現に屋外保管業を行っている場合は、6月30日(月)までに管轄の東松山環境管理事務所へ必ず届出してください。

問 東松山環境管理事務所

☎23-4050  
FAX 23-4114  
県産業廃棄物指導課  
☎048-830-3136  
FAX 048-830-4774



県HP

**税務署での確定申告相談は予約制です**

1月6日(月)～2月14日(金)(土・日曜日、祝日を除く)に、税務署で所得税等の申告相談を希望される場合は、必要書類を準備の上、電話予約が必要です。予約のない場合は、相談をお受けできませんのでご注意ください。※2月17日(月)からの確定申告会場については、別途お知らせします。※国税庁確定申告書等作成コーナーを利用すると、確定申告会場に向わずに、自宅等から申告することができます。パソコン、スマートフォンからご利用ください。

問 東松山税務署

☎22-0990



確定申告書等作成コーナー

**「びん・かん、ペットボトル」の出し方**

市ではごみの減量化・資源化を推進しています。排出された「びん・かん、ペットボトル」は、分別をすることでリサイクルできます。※「びん・かん」と「ペットボトル」は袋を別にして出してください。

**びん・かん**

びん・かんは飲料用、食品用に限り、軽く水洗いをして水を切ってからまとめてください。びんのフタは外して、金属製は「不燃物」で、プラスチック製は「プラスチック類」で出してください。ビール瓶や日本酒の一升瓶など再使用可能なびんは販売店等で再使用(リユース)しましょう。

**ペットボトル**

ペットボトルは、空にして、できるだけきれいに洗い、水を切って出してください。ラベル・キャップ(フタ)は取って「プラスチック類」で出してください。なお、ペットボトルは、側面をつぶすようにしてください。

問 廃棄物対策課

☎21-1401  
FAX 23-7700  
クリーンセンター  
☎34-5550  
FAX 34-5125



資源とごみの分け方検索サイト

**みんなで守ろう 寄附禁止**

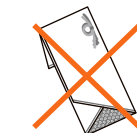
政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。次の行為は特別な場合を除いて一切禁止されています。

**禁止されている寄附行為**

- ・政治家の寄附
- ・政治家の関係会社等からの寄附
- ・政治家によるあいさつ状(年賀状等)
- ・政治家に対する寄附の勧誘・要求
- ・政治家の後援団体の寄附
- ・あいさつを目的とする有料広告

**禁止されている寄附の例**



地域のイベントやお祭りへの寸志・差入れ



花輪・供花



お歳暮等の贈答品



社寺修復等への寄附



病気見舞



市HP

問 選挙管理委員会 ☎21-1443 FAX 24-6123

**令和6年度中学生の「税についての作文」・「税の標語」表彰式**

11月29日(金)に全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催による中学生の「税についての作文」及び全国間税会総連合会主催の「税の標語」の入賞者が表彰されました。



**作文受賞者**

賞名	作品	学校名(学年)	氏名
東松山市長賞	もし税金がなかったら・・・	東中学校(3年)	たかつきりほ 高月璃穂さん
埼玉県租税教育推進協議会長賞	当たり前の幸せをつくる税金	東中学校(3年)	たけうちゆき 武内心結さん
東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞	税金から得られる幸せな暮らし	東中学校(3年)	しみずあみゆ 清水愛幸さん
東松山地区納税貯蓄組合連合会優秀賞	税金を支える私たちの生活	東中学校(3年)	すがや 菅谷ひなたさん

**標語受賞者**

賞名	作品	学校名(学年)	氏名
関東信越間税会連合会長賞	もっと知ろう 未来を守る 税の役割	南中学校(3年)	たかだなるみ 高田七海さん
東松山間税会会長賞	知って欲しい 税の仕組みと 大切さ	南中学校(1年)	こばやしゆあ 小林優亜さん
東松山間税会青年部長賞	税を知り みんながつくる 豊かな未来	南中学校(2年)	いよださくら 伊与田沙羅さん
関東信越税理士会東松山支部長賞	消費税 みんなを支える パートナー	南中学校(2年)	きむらゆあ 木村侑愛さん
東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞	描く未来 その一歩を 税金で	南中学校(2年)	さとうゆい 佐藤結衣さん

問 課税課 ☎21-1438 FAX 23-2238

**消費者トラブルに注意**

**「無料点検」だけでは終わらなかった! 不安をあおり、新しい給湯器を購入させる手口に注意**

**【事例1】**

「給湯器の点検に明日伺います」と見知らぬ業者A社から電話があった。使用中のガス給湯器は、ガス供給業者B社が販売・設置したものであったので、B社に問い合わせたところ、A社に点検を依頼していないとのことだった。

**【事例2】**

突然「給湯器の点検をする」と自宅に業者が来た。契約中のガス供給業者ではなかった。点検後、業者から給湯器が古く交換時期だと説明され、給湯器の交換工事の契約をしたが、家族に高額だと言われて工事を止めなくなった。

**消費者へのアドバイス**

- ・突然の電話や訪問で給湯器などの無料点検を持ちかけられても、安易に点検を受けないようにしましょう。
- ・まずは自分で給湯器の状態を確認してみましょう。

**【確認のポイント】**

- ・給湯器の外装に錆や変形などの異変はないか。
  - ・機器から水漏れはしていないか。
  - ・異臭や異音はしないか。
- いずれかに該当する場合は使用を中止し、販売店やメーカーに連絡しましょう(保証期間後の点検や修理は有料です)。また、給湯器は長期間の使用により重大な事故が起こる可能性があるため、国や業界団体では10年を目安に、販売店やメーカーによる点検(有料)・交換を推奨しています。
- ・契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン☎188  
問 人権市民相談課 ☎21-1414 FAX 23-2236

**「くらしの110番」**